

広島県長寿命化技術活用制度 実施要領

平成26年 7月25日制定

平成27年12月21日改正

平成28年 2月25日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広く民間等から公共土木施設の長寿命化に資する技術を収集し、活用効果が優れた技術等について、登録・支援を行う「広島県長寿命化技術活用制度」(以下、「本制度」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、県や市町の施設規模に適合し、施設の長寿命化に資する維持管理に関する技術の開発促進・有効活用を推進し、公共施設の維持管理に係るコスト縮減に取り組むことを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長寿命化技術 公共土木施設の長寿命化に資する技術において、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術をいう。
- (2) 長寿命化に資する技術 点検・診断・モニタリングの効率化技術、建設時・更新時に長寿命化を図る技術、維持管理に係るライフサイクルコストを縮減する技術、既設構造物の維持管理を支援するシステム技術等をいう。
- (3) 技術の成立性 論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国等が定める基準等を満足することをいう。
- (4) 実用化 利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
- (5) 従来技術 公共事業等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術をいう。
- (6) 従来技術に比べ活用の効果が同程度 技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているが、総合的な効果では従来技術と同程度であることをいう。
- (7) 公共事業への適用性 当該技術に関する適用条件(自然条件・現場条件)、積算基準及び施工管理基準等が明らかであるものをいう。
- (8) 県内事業者 県内に、本社・本店又は、生産拠点がある民間事業者等をいう。
「生産拠点がある」とは、「県内の工場等で材料・製品等を生産している、または県内の事業所等に機材、解析設備等を保有し工事、調査等を行っている」ことをいう。
- (9) 登録技術 広島県長寿命化技術登録簿に登録されている技術をいう。
- (10) 推奨技術 登録技術のうち、特に活用の効果がすぐれた技術をいう。
- (11) 登録事業者 自らが開発した技術について、第4条第1項の登録を受けた県内事業者をいう。

(12) 県内開発技術 県内事業者が開発した第1号に規定する技術で、次の条件のいずれかを満たす技術をいう。

ア 特許等の知的財産権が設定されている技術で、県内事業者が出願人かつ権利者である技術であること。

イ 特許等の知的財産権等の設定がない技術で、県内事業者において開発されたことを証明できる資料がある技術であること。

(13) 県外開発特例技術 国土交通省の「新技術活用システム」の評価情報に掲載されている長寿命化に資する技術をいう。

(14) 開発・改良支援技術 「区分1」の技術のうち、県内開発技術で公共土木施設の長寿命化に役立つと見込まれ、開発・改良を支援する技術をいう。

(登録)

第4条 県内事業者は、長寿命化技術について、この要領の定めるところにより、「広島県長寿命化技術登録簿」(以下、「登録簿」という。)の登録を受けることができる。

ただし、県外開発特例技術については、県内事業者に限らず登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、更新の登録を受けることができる。

4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 前項に規定する登録の有効期間において第7条第3号に規定する「区分2」を経て登録された技術の登録期間については、試験施工期間を含めたものとする。

(登録要件)

第5条 前条の規定による登録の要件は、次のすべてを満たすものとする。

(1) 県内開発技術又は県外開発特例技術で、公共事業に活用できるもの。

(2) 原則として単価設定が可能なもの。

(3) 「技術の成立性」を満足しているもの。

(4) 「公共事業への適用性」があるもの。

(5) 工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等の技術的事項及び経済性等の事項が、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上であるもの。

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の規定による登録はできないものとする。

(1) 県内開発技術で、他の事業者が有する技術に関して、特許等の実施許諾契約等による実施権を有する技術であるもの。

(2) 県内開発技術で、特許等の知的財産権が設定され、かつ持分割合を設定しているもので、県内事業者の持分割合の合計が50%未満であるもの。

(申請手続き)

第6条 第4条第1項の登録(第4条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を県に提出しなければならない。

- (1) 登録区分
- (2) 製品または工法の別
- (3) 長寿命化技術の名称
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県が別に定める事項

2 前項の登録申請書は、別記様式第1号とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第3条第8号に規定する県内事業者であることを証する書面
- (2) その他県が必要と認める書面

3 複数の事業者で申請する場合は、当該事業者のうち申請等の手続きを代表して行う者(以下「申請代表者」という。)を定めるものとする。申請代表者は、本制度の他の事業へ申請する際にも手続きを代表して行うものとする。

4 第1項の規定により更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の60日前までに登録申請書を提出しなければならない。

(長寿命化技術の評価)

第7条 県は、第6条により登録申請のあった技術の評価を行う。ここでの評価とは、技術の成立性、公共事業への適用性、活用の効果等を整理し、次の各号の区分を定めることをいう。

(1) 第5条の登録要件のすべてを満たすことが資料等で確認できる技術「活用促進を図る技術(以下、「区分3」という。)」とする。

ただし、本条第3号に該当する場合は除く。

(2) 国土交通省の「新技術情報システム」の評価情報に掲載している技術は「区分3」とする。

(3) 第5条第3号の「技術の成立性」について、施工実績が少なく、実際の工事で施工性、耐久性等の検証が必要な場合又は、第5条第4号の「公共事業への適用性」について、資料が不足している等、データの蓄積が必要な場合は「試験施工で効果を確認することが必要な技術(以下、「区分2」という。)」とする。試験施工については、別に定める要領に基づき実施する。

(4) 第5条各号のいずれかの要件を満たさない場合は「活用するにはさらなる開発または改良が必要な技術(以下、「区分1」という。)」とする。

ただし、「区分1」のうち、公共土木施設の長寿命化に役立つと見込まれる県内開発技術については、開発・改良支援技術とする。

(登録の審査)

第8条 県は、第6条第1項の規定による登録申請書を受理したときは、審査会を設置し、登録の申請の内容を審査するものとする。

2 前項の規定による県が設置する審査会については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 県が設置する審査会（以下、「審査会」という。）は、別表1に掲げる職にあるものを委員として組織する。
- (2) 審査会の会長は、土木建築局技術企画課長とする。
- (3) 関係事業課の委員は、会長が選定し任命する。
- (4) 審査会は、第9条の規定による有識者の意見を踏まえ、第5条の規定による登録要件に関して評価し、「区分3」、「区分2」、「区分1」のいずれかの判定を行う。また、試験施工結果を基に「区分2」から「区分3」への適否の判定を行う。
- (5) 評価を迅速にするために、審査会の構成員の決裁を得ることで、審査会の開催に変えることができる。

3 「区分3」の登録技術のうち、特に優れたものは、推奨技術に認定する。

ただし、国土交通省の「新技術情報システム」の評価情報の「推奨技術」及び「準推奨技術」は、次項の要件に関わらず推奨技術と認定する。

4 推奨技術は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 活用実績が多い技術であること。
- (2) 活用の効果が高いと評価された技術であること。
- (3) 事故及び不具合等の発生がない、または発生後適切に改善していること。

ただし、審査会が特に活用効果が高いと判断した県内開発技術は、上記要件に係わらず推奨技術に認定する。

(意見聴取)

第9条 県は、前条の規定による審査を実施するに当たり、維持管理技術に関する知見の活用を行うため、専門的な知見を有する者（以下、「有識者」という。）から意見を聴取することとする。

(登録の実施)

第10条 県は、第8条の審査により、申請に係る技術が第5条の規定に定める要件を満たすと認めた「区分3」、「区分2」、及び「区分1」のうち開発・改良支援技術について、次に掲げる事項を登録簿に記載して、その登録をするものとする。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 県は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を申請者に通知するとともに、ホームページにおいて公表するものとする。

- 3 県は、第1項の登録の実施については、第7条1項の規定により判定した区分のうち、「区分3」として判定した技術は「広島県長寿命化技術」として登録を行う。
- 4 県は、「区分2」として判定した技術のうち、試行可能な工事現場の状況等を踏まえ、「試験施工対象技術」に指定する。
- 5 県は「区分1」と判定した技術のうち、フィールド提供可能な工事現場等の状況を踏まえ「開発・改良支援技術」に指定する。
- 6 県は、第1項の登録をしないときは、その理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援)

第11条 県は、次の各号のとおり支援を行うことができる。

- (1) 広島県長寿命化技術（区分3）に関しては、次の支援を行う。
 - ア 技術情報、施工実績等について、広島県ホームページで公表する。
 - イ 設計単価等を公表する。
 - ウ 現場の適用条件等を考慮した上で、公共事業での活用を推進する。
- (2) 区分3のうち、推奨技術は、前号の支援に加え、次の支援を行う。
 - ア 県が推奨する新技術として、「広島県長寿命化推奨技術」の標記を使用できる。
 - イ 広島県長寿命化技術の登録期間を、第4条第2項の規定に関わらず5年とする。
- (3) 区分2のうち、試験施工対象技術は、第1号のアの支援に加え、次の支援を行う。
 - ア 実証フィールドを提供する。
 - イ 試験施工で確認後、設計単価等を公表する。
- (4) 区分1のうち、開発・改良支援技術については、次の支援を行う。
 - ア 技術の開発・改良に必要なフィールドを提供する。
 - イ 県は申請された内容を考慮し、申請者に対し、広島県や関係機関が運用している既設助成金制度の紹介を行う。

(登録の変更)

第12条 登録事業者は、第6条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、すみやかに県に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第13条 県は、登録技術又はその登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録事業者から抹消の届け出があったとき。
- (2) 登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかったとき。
- (3) 登録要件を満足しなくなったとき。
- (4) 第5条第2項に該当することとなったとき。

(5) 不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(6) 本制度の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。

2 第10条第5項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(報告)

第14条 県は、登録技術の登録要件に関する適合状況について、登録事業者に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

2 県は、必要に応じて、申請者によるプレゼンテーションを求めることができる。

(登録事業者の責務)

第15条 登録事業者は、登録技術が登録要件を常に満足するよう管理しなければならない。

2 登録事業者は、登録技術の使用に際して、その品質、性能に関して問題が発生したときには、責任を持って対応しなければならない。

(所掌)

第16条 この要領に関する事務は、広島県土木建築局技術企画課において所掌する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年 7月25日から施行する。

2 この要領は、平成27年12月21日から改正施行する。

3 この要領は、平成28年 2月25日から改正施行する。

(別表1) 審査会委員

所属等	役職名
技術企画課	技術企画課長（会長） 技術管理担当監 参事（技術） 企画調査GL 技術指導GL
関係事業課	担当課長